

調査報告ダイジェスト	2
商店会で自主制作映画	3
雨でも桜に7500人	4

デジタル化推進事業

東京都 25年度の募集始まる

東京都のデジタル化を推進する「キャッシュレス技術を活用し、来街者への利便性向上や新たな販売機会の創出等に取組む商店街を支援する」商店街デジタル化推進事業で、補助を受けたい商店街または商店街連合会の2025年度の募集が始まっている。

対象となる事業は、商店街が一体的にキャッシュレス決済を導入するにあたって専門家から支援を受ける際の「キャッシュレス化」から「デジタル化」まで幅広い。具体的には、キャッシュレス端末やデジタル機器の購入、アプリやECサイトの開発などに係る費用や、導入費用、運営費用、研修費用、会員店舗向けに研修会を実施したり機器操作に関するヘルプデスクを設けたりするためのサポート費用、広報やPRに係る費用が補助される。

また、過去にこの事業を利用して導入した機器の活用を効果的に進めるサポートも補助対象となっている。

申請先は都、郵送または都が運営する電子申請システムでの申し込みとなる。締め切りは5月31日。

また、「点検」と「撤去」は同一年度に同時申請できない。

「環境」区分の補助対象には、LED街路灯の設置、街路灯ランプ・アーケード照明のLED化、微細ミスト、暑さ対策のスペース・設備の設置、点検・撤去、耐震調査および耐震補強と民間交番の設置、LED化、微細ミストの導入なども含まれる。「防災・防犯」区分では、街路灯やアーケード照明の撤去、耐震調査および耐震補強と民間交番の設置、LED化、微細ミストの導入なども含まれる。

「再エネ・省エネ」区分では、LED化、微細ミストの導入なども含まれる。

「国際化対応」区分では、外国人観光客受け入れのための施設・設備の設置、LED化、微細ミストの導入なども含まれる。

「買物弱者支援」区分では、移動販売等、LED化、微細ミストの導入なども含まれる。

「再エネ・省エネ」区分では、LED化、微細ミストの導入なども含まれる。

政策課題対応型事業

街路灯・アーケード 点検も補助対象に

東京都

東京都は、防災や福祉など行政課題の解決につながる商店街の取り組みを「政策課題対応型商店街事業」で支援している。2025年度は補助を受けたい商店街からの申請を6月22～16日に受け付ける。

この事業には①環境②防災・防犯③福祉④物流⑤国際化対応⑥買物弱者支援⑦再生可能エネルギー・省エネルギー推進の7区分がある(表)。

申請受付は6月22～16日

「環境」区分には、加わった。猛暑の中で都振連が予算要望して、も来街者が休息をとり「暑さ対策のスペース」ながら買い物できる「暑さ対策のスペース」設置に係る工事費、施工費、設備の設置が「ペース・設備」を設ける。監視等を委託する経費。

また、「点検」と「撤去」は同一年度に同時申請できない。「環境」区分の補助対象には、LED街路灯の設置、街路灯ランプ・アーケード照明のLED化、微細ミスト、暑さ対策のスペース・設備の設置、点検・撤去、耐震調査および耐震補強と民間交番の設置、LED化、微細ミストの導入なども含まれる。「防災・防犯」区分では、街路灯やアーケード照明の撤去、耐震調査および耐震補強と民間交番の設置、LED化、微細ミストの導入なども含まれる。

〈政策課題対応型商店街事業〉	
(1) 環境	①LED街路灯の設置 ②ソーラー・ハイブリッド型街路灯の設置 ③街路灯・アーケード・アーチのソーラーパネル等の設置 ④街路灯ランプ・アーケードの照明のLED化 ⑤微細ミスト ⑥暑さ対策のスペース・設備の設置
(2) 防災・防犯	①老朽化した街路灯・アーケード・アーチの点検・撤去 ②アーケード・アーチの耐震調査、耐震補強 ③民間交番の設置
(3) 福祉	①バリアフリートイレの設置 ②障害者・高齢者用のサイン表示、案内設備の設置・改修 ③授乳およびおむつ替え等のスペース・設備の設置
(4) 物流	①共同荷捌きスペース・付帯施設の設置
(5) 国際化対応	①外国人観光客受入のための施設・設備の設置
(6) 買物弱者支援	①宅配サービス、送迎サービス、移動販売等
(7) 再エネ・省エネ	①街路灯・アーケード・アーチのLEDランプの交換 ②アーチ照明のLED化

総会を開催します

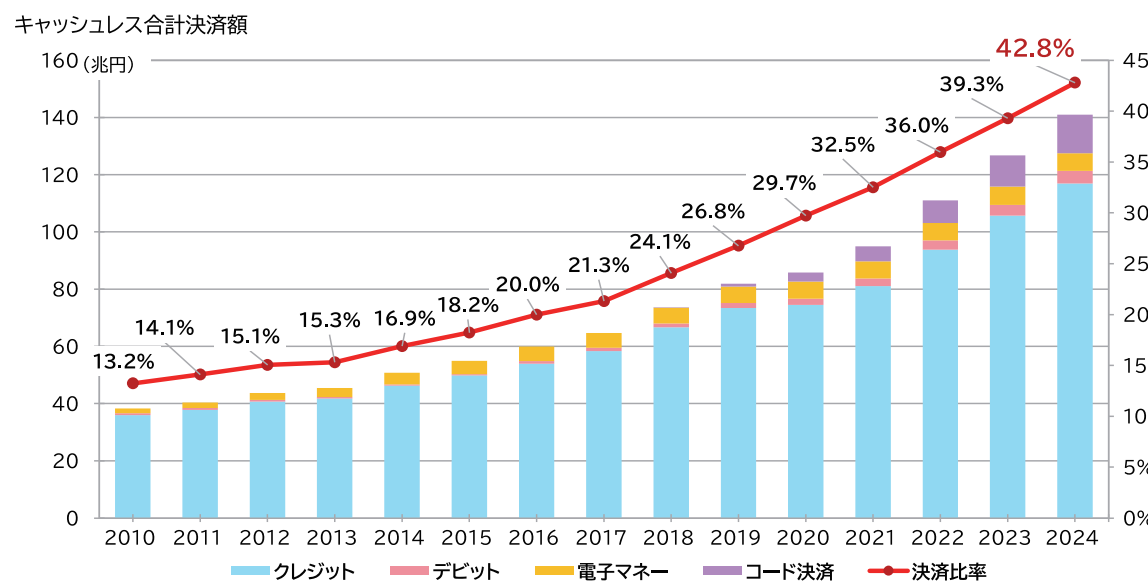
◆東京都商店街振興組合連合会 第58回通常総会

- 日時 令和7年5月28日(水) 午後1時 開始
- 場所 東京都中小企業会館 9F
- 議題
 - 第1号議案 令和6年度事業報告・決算報告
 - 第2号議案 令和7年度事業計画・収支予算並びに経費の賦課徴収方法決定の件
 - 第3号議案 令和7年度借入金残高の最高限度額決定の件
 - 第4号議案 役員報酬決定の件
 - 第5号議案 役員改選の件
 - 第6号議案 その他

◆東京都商店街連合会 第74回定期総会

- 日時 令和7年5月28日(水) 午後2時 開始
- 場所 東京都中小企業会館 9F
- 議題
 - 第1号議案 令和6年度事業報告・決算報告
 - 第2号議案 令和7年度事業計画・収支予算決定の件
 - 第3号議案 役員改選の件
 - 第4号議案 その他

キャッシュレス比率4割超える



経済産業省が算出した、総額は141兆円に達したことを受け、経産省では今後世界最高水準の決済比率80%を目指し、必要な環境整備を進めていくという目標を前倒しで達成している。

政府の25年までにキャッシュレス決済比率を4割程度に引き上げるという目標を前倒しで達成している。

各市区振連・区市商連会員様

イベントや商店街事業 紹介します

お問い合わせはコチラまで

都振連『商店街ニュース』
Mail: news@toshinren.or.jp
Fax: 03-3542-0236

魅力ある街づくりのためには “振興組合化” から!

TOSHINREN-information

振興組合設立のためには?

振興組合を設立するためには、発起人が7人以上おり、次の3つの要件を満たすことが必要です

- 小売商業、サービス業を営む者が30人以上近接して商店街を形成していること
- 他の商店街振興組合の地区と重複しないこと
- その地区内の組合員有資格者の2/3以上が組合員となり、かつ、総組合員の1/2以上が小売商業またはサービス業であること

振興組合設立のメリットは?

- 人的なまとまりが強くなり組織力が強化されます
- 組合運営および会計が明確化され新規加入促進につながります
- 法律に基づく法人であるため、社会的な信用が高まります
- 国や都、区市など行政の助成金や施策が活用できます